

事務事業の概要

事務事業名	事務管理経費	担当課	産業振興部農林振興課																																												
対 象	農業振興事業を実施するために必要な事務費用等	事業期間																																													
目 的	農業振興事業を円滑に実施する																																														
根拠法令等																																															
内 容	農業振興団体との連携を図りつつ、農業に関する一般事務を行います。																																														
事業に要した 主な経費 など	<table><tr><th>経費</th><th>金額</th><th>摘要</th><th></th></tr><tr><td rowspan="3">需用費</td><td>1,869,769円</td><td>光熱水費860,015円</td><td>円</td></tr><tr><td>円</td><td>燃料費47,488円</td><td>円</td></tr><tr><td>円</td><td>消耗品費132,382円,修繕料829,884円</td><td>円</td></tr><tr><td>役務費</td><td>120,872円</td><td>道路賠償責任保険料(農道・林道)114,750円他</td><td>円</td></tr><tr><td rowspan="3">委託料</td><td>1,590,852円</td><td>農業情報支援システム保守業務委託132,000円</td><td>円</td></tr><tr><td>円</td><td>大内・清水排水樋門操作点検業務委託488,400円</td><td>円</td></tr><tr><td>円</td><td>農村公園維持管理371,800円,草刈業務598,652円</td><td>円</td></tr><tr><td>使用料及び賃借料</td><td>248,800円</td><td>電算機借上221,760円他</td><td>円</td></tr><tr><td>負担金、補助及び交付金</td><td>73,500円</td><td>真泥池揚水施設維持管理事業補助金73,500</td><td>円</td></tr><tr><td>積立金</td><td>59,108円</td><td>ふるさと水と土保全対策基金積立金59,108円</td><td>円</td></tr><tr><td>計</td><td>3,962,901円</td><td>0</td><td>円</td></tr></table>			経費	金額	摘要		需用費	1,869,769円	光熱水費860,015円	円	円	燃料費47,488円	円	円	消耗品費132,382円,修繕料829,884円	円	役務費	120,872円	道路賠償責任保険料(農道・林道)114,750円他	円	委託料	1,590,852円	農業情報支援システム保守業務委託132,000円	円	円	大内・清水排水樋門操作点検業務委託488,400円	円	円	農村公園維持管理371,800円,草刈業務598,652円	円	使用料及び賃借料	248,800円	電算機借上221,760円他	円	負担金、補助及び交付金	73,500円	真泥池揚水施設維持管理事業補助金73,500	円	積立金	59,108円	ふるさと水と土保全対策基金積立金59,108円	円	計	3,962,901円	0	円
	経費	金額	摘要																																												
	需用費	1,869,769円	光熱水費860,015円	円																																											
		円	燃料費47,488円	円																																											
		円	消耗品費132,382円,修繕料829,884円	円																																											
	役務費	120,872円	道路賠償責任保険料(農道・林道)114,750円他	円																																											
	委託料	1,590,852円	農業情報支援システム保守業務委託132,000円	円																																											
		円	大内・清水排水樋門操作点検業務委託488,400円	円																																											
		円	農村公園維持管理371,800円,草刈業務598,652円	円																																											
	使用料及び賃借料	248,800円	電算機借上221,760円他	円																																											
	負担金、補助及び交付金	73,500円	真泥池揚水施設維持管理事業補助金73,500	円																																											
	積立金	59,108円	ふるさと水と土保全対策基金積立金59,108円	円																																											
	計	3,962,901円	0	円																																											

		項目		R2年度決算	R3年度当初予算	R3年度決算	R4年度当初予算	特記事項記入欄(積算基礎、特定財源の名称等)	
全体コスト(千円)	事業費	直接事業費	国県支出金		0	0	0		・法定外公共物使用料 2,483,146円 ・ふるさと水と土保全対策基金利子 36,536円 ・農業用水管設置使用料 4,600円 ・複写料 8,150円
			地方債		0	0	0		
			その他		2,646	2,350	2,532		
			一般財源		982	1,734	1,430		
			合計(A)		3,628	4,084	3,962	0	
	人件費	正規職員	業務量	1.56 人	1.56 人	1.56 人	1.56 人		
			人件費	12,186	12,112	12,112	12,070		
		再任用職員	業務量	0.00 人	0.00 人	0.00 人	0.00 人		
			人件費	0	0	0	0		
		会計年度任用職員	業務量	0.00 人	0.00 人	0.00 人	0.00 人		
			人件費	0	0	0	0		
		小計(B)		12,186	12,112	12,112	12,070		
		合計(A+B)		15,814	16,196	16,074	12,070		
	市民1人当たりのコスト(円)				175	182	181	138	

指標	指標名	指標の説明	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	—	—	—	目標	—	—	—	—
				実績	—			
	指標化できない成果	事務費であるため		達成	—			

方向	継続	課題	経常経費ではありますが、削減に努めます。
		改善案	経常経費ではありますが、削減に努めます。

補助事業名	真泥池揚水施設維持管理費交付金					施策No.	3-2-②		
交付の目的	揚水施設の良好な維持管理を推進し、用水補給の安定確保を図る。								
交付先・交付要件	上野土地改良区								
事業内容	揚水施設の維持管理費に要する経費								
根拠法令等	産業振興部関係補助金等交付要綱								
事業開始年度	昭和51年度					契約・債務負担	無		
財源・率	－					上乗せ・範囲拡大			
補助実績等 （千円）	H26	74	H27	74	H28	74	H29	74	
	H30	74	R1	74	R2	74	R3	74	
目的の達成状況 （何が、どうなれば達成か）	組合費等による自主財源により、施設の維持管理が実施された場合。								
補助対象経費	揚水施設の維持・管理にかかる人員に対する手当。								
補助金額・補助率 の算出根拠	管理協定書により費用の7/10		類似制度、同一団体 への重複補助の有無		無		終期設定の有無		防災上、改良区の所在地から遠隔地にある施設に対し、常に迅速に作業等の対応が出来るよう維持する目的で管理協定書による委託を行う費用で、今後も継続する必要があると判断する。
性質別分類	4. その他事業費補助		「団体運営補助」である 場合の事業費補助 への移行策		無				

●見直し目標の設定及び経過措置(指針「4 見直しの方向性と経過措置」参照)

今後の方向性		継続	その理由	旧上野市と土地改良区が協定書に基づき支出しており、台風等の豪雨時に遠隔地であるため池の樋門操作を迅速に行う事は防災の意味からも有用と考える。	
見直し事項	具体的な内容(いつまでに、事項を、どうする)				
	補助制度	灌漑（農業用）用途のみならず、防災についても大きな影響が出ると考える。		対象と金額	無

●補助金等の評価（指針「5 その他の取り組み」参照） ※実績確定後、年度ごとに記入

	評価結果	立入調査その他監督の実施状況	改善点・今後の予定・見直しの実施状況
平成30	揚水施設の維持管理が適切に行われた。	特になし。	今後の見直し予定なし。
令和元年	揚水施設の維持管理が適切に行われた。	特になし。	今後の見直し予定なし。
令和2年	揚水施設の維持管理が適切に行われた。	特になし。	今後の見直し予定なし。
令和3年	揚水施設の維持管理が適切に行われた。	特になし。	今後の見直し予定なし。

●補助金等の見直し基準における基本的事項の再チェック(指針「3 見直し対象と基準」参照)

区分	項目	チェック	備考
公益性	「公益上必要である」ことが客観的に認められるものである。	○	
	事業活動の目的・視点・内容などが経済情勢に合致している。	○	
必要性・効果	市民の福祉向上及び利益の増進に効果が認められる。	○	
	市が補助すべき事業・活動であり、施策の推進に有効である。	○	
	補助金の額や補助率に対して、費用対効果が適切である。	○	
公平性	地域間で補助対象、補助基準、支出科目にばらつきはない。	○	
	同一分野のなかで、特定団体（地域）を対象とした補助金ではない。	○	
団体の自立性	毎年同内容の事業に対して、3年以上補助を受けていない。	－	伊賀市が使用する水量の割合で維持費を補助する協定を締結
	自主財源の確保など、自らの努力で団体運営を行う姿勢がある。	○	

見直しの視点	質問/所属回答						内容
	専門家チーム	所属	専門家チーム	所属	専門家チーム	所属	
法的根拠	土地改良区はいくつあるのか？	7か8である。	揚水施設の管理者が管理費交付金の額に不満を持っているのか？増額を要望された場合は、現行の要綱では交付せざるを得ない。作業に対する対価として適正なのか？	出勤はもとより、施設周辺の草刈りを年3回など年間を通じて10万円というのはそれほど違和感を感じる金額ではないと認識している。			補助金交付要綱では、予算に定める額といったような記載になっているので、どれぐらいを目安に支払われるのか分からない。電気代を交付金に含める見直しをする際に、要綱も見直すチャンスではないかと思う。
	土地改良区の所管は？	独立した組織である。連合会の事務局は、円滑な情報共有ができるように当該が担っている。ソフト面は農林振興課、ハード面は当該で担当することもある。					旧市町村時代に取り決めたまま事務が行われていること、合理性の無いものが多い。本当に必要なものは、白紙ベースで見直す必要がある。
	これ以外に土地改良区に対する補助金はあるか？	市が事業主体で土地改良区の施設を工事することもあり、人的、技術的な補助をしている。直接的な金銭的支援は、この事業のみである。協定に基づいて、当該揚水施設の電気代を市が負担している。電気代を別の形で市が負担しているが、この交付金にまとめて交付することを検討している。	セルの塗りつぶしについて ・・・全庁的な指摘事項（個別の意見聴取せずに全庁で取り組むべき内容） ・・・個別の指摘事項として、「対応方針」を確認する内容				
	法律上の義務なのか？この様な施設を持っている土地改良区は？施設補助もあるのか？	法律上の義務では無いが、この用水域の水が上野市街地のかんがい用水、農業、防火用水、生活用水が都市化に伴って入っていくので、地域の環境を維持していくためには、この施設が必要であるため支出をしている。このような施設はこの改良区のみで他の揚水施設に対する補助はない。					
	なぜこの改良区だけなのか？	旧上野市時代からの協定である。それぞれのエリア、地域で水事情は違うので、上野市街地周辺のかんがい用水など水辺の環境が必要ということで、取り組まれた協定であり他の地域と違う所はあると思っている。					
積算根拠	補助率が費用の7/10となっているが、合理的な根拠は？	使用する水量の応分の負担ということで、120万㎡の水量を用水池で取水するが、上野地域で使用するのが約80万㎡ほどで応分の負担ということで貯水量の7割と定まっている。	管理人手当の10万円のうち7万円が補助されている形だが、この負担割合は妥当なのか？実働時間に対する対価ではないため過少、過大の判断ができないのでは？	点検はもとより、周辺の草刈りなどが行われており、違和感は無いものと認識している。	草刈りや駆付け業務に対する賃金は1人に対してか？	1人ではなく、数人である。3人くらい。1人で出来る面積ではないため複数人数だと思っている。	固定資産として、土地改良区の台帳に挙がっているか。ここがしっかりしていないと、老朽化に対する維持管理などその対策が把握できない。
	現在も7割という容量は変わらないのか？	宅地が増え、地域の環境を維持するために必要な水の量としては増えてきていると思っているが、変わらず7割で支出している。			新しく土地改良区の会計基準が定められているが、対応状況は把握しているか。	確認していない。確認するようにする。	公会計事務、資産台帳の整備により、老朽化対策の整備計画を作らせる必要がある。その上で、補助、支援を検討すべき。この交付金だけではなく、全体的な視点で対応していただきたい。
					業務日報は把握しているか？	している。	
終期設定							終期は必ず設定していただきたい。その時点で検証する習慣が必要。
受益者負担・決算内容	決算書は徴収しているのか？	自主的に団体が提出されている。					決算書は自主的ではなく、必ず徴収すべきである。
	73,000円ほどを補助する必要があるのか？繰り越しているような裕福な団体に、補助する必要はあるのか？	他県では裕福な土地改良区もあると思うが、当市では規模が小さいため、一定の補助は必要と考えている。					
	実際に繰越金は？	この団体は把握はしていない。					繰越金が十分なら交付する必要はない。
公益性							
公平性・透明性	立ち入り調査は特になしとなっているが、調査していないということか？	7割を見直すことについては持ちかけたことがあるが、土地改良区は8割ほどがの市の使用と主張しており、宅地化が進んでいることから土地改良区の主張が現実的と捉えている。応分の負担という意味では下げることはいづらく検査はしていない。					この補助金ということではないが、全国的に土地改良区が老朽化したインフラを将来整備するために多くのお金が積み立てられていることが多い。この理屈で、毎年多額のお金が流れており、不正に使われているケースがある。なので、土地改良区の決算書を確認し、適正であるかを確認する必要がある。
行政関与の必要性							
補助の効果（成果指標）							指標が無い事務事業はあり得ない。例えば出役した回数を指標にすることもできる。何かしらの指標を設定していただきたい。
今後の方向性							
他事業への横展開							

見直しの視点		指摘事項	対応方針	いつまでに
個別論点ごと	法的根拠	電気代の交付についても要綱に定め補助金として交付すべき。	市が公益上必要であると認めた場合対価なくして支出するものではなく、応分の負担を負うことについて、伊賀市と上野土地改良区で締結された協定をもとに交付している。 伊賀市が負担する金額の上限について、土地改良区と協議を行い、必要に応じて現行の協定書の内容を更新する。	令和5年3月
	法的根拠	旧市町村時代の取り決めで事務を進めているので、伊賀市として改めて見直したうえで進めるべき。	管理人に支払っている金額105,000円(内7割の73,500円を市が負担)の内訳について、管理業務の内容と実労働時間について再度調査を行い、伊賀市が応分の負担を負う必要がないものが含まれていないか詳細について精査する。 現時点における伊賀市の適正な負担割合を算出したうえで、ゼロベースで伊賀市と土地改良区で協定を締結する。	令和5年3月
	積算根拠	土地改良区の固定資産台帳を確認したうえで、整備計画を作成しその計画をベースに補助の内容を考える必要がある。	土地改良区が所管する主要な施設について、施設管理台帳の作成を強く促し、計画的な施設補修計画を作成させる。	令和5年3月
	受益者負担・決算内容	繰越金の有無を確認し、余剰資産があるということであれば、補助金を交付するべきではない。	毎年の事業報告書を提出させることにより、余剰資産の洗い出しを行う。、 土地改良法の改正等にともなう事務の在り方については、三重県から指導を受けているところであり、既に複式簿記を導入していることを確認した。	令和5年3月
本事業に関する今後の方向性		継続		
上記理由		この交付金は、伊賀市が使用する水量(全体の7割)を確保するための揚水施設、及び揚水を貯留する真泥池の放流施設の操作・管理にかかる管理人の手当に充てられる。当該施設の操作には、河川が取水可能な水位か判断し、取水量を守って揚水機を操作する必要があるため知識と経験を要する。また、連動して真泥池の水位を管理するための真泥池堤の操作室も管理しており、緊急の出動要請にも応えなければならない。管理業務の内容や作業量について詳細を確認したうえで、伊賀市が応分の負担に対して支出していることが認められれば継続する。		

1

諮問時の視点	・指摘事項に対し、上記のとおり取り組むことを条件に、この補助金を継続することはやむを得ないのではないか。
--------	--

2

レビュー結果に対する 審査会評価	
意見	

行政事務事業評価審査委員会